

自転車用ヘルメットの購入費を補助 (令和5年9月補正)

道路交通法の改正により、令和5年4月1日より全ての自転車運転者へのヘルメット着用が努力義務化されたことに伴い、ヘルメットの着用促進を図ると共に自転車事故による重傷化を防ぐため、購入者に対して助成を行う新たな補助制度を創設します。

1 補助額

ヘルメット1個につき 2,000円

※ヘルメット使用者 1人につき1個

2 対象件数

1,000個

3 補助条件

- (1) 新品かつ自転車用ヘルメットとしての安全性が確保できる商品に限る。
- (2) 令和5年4月1日からの遡及適用も可能。

4 対象者

市内在住者（住民登録者）

5 必要書類

申請書、領収書（製品名の表示等が必要）、指定振込先の口座情報の写し

6 補助期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日 【3か年度の有期限】

7 補正予算額

2,000千円

海老名市議会9月定例会に補正予算を上程予定。

◎この件に関するお問い合わせ

海老名市市民協働部地域づくり課 電話 046-235-4789